

袖ヶ浦市国際化基本方針



令和8年(2026年) 3月

袖ヶ浦市

目 次

第1章 基本方針の策定にあたって	1
1 策定の趣旨	1
2 基本方針の位置付け	2
3 基本方針の期間	2
4 SDGs との関係	3
第2章 袖ヶ浦市における国際化の現状と課題	4
1 袖ヶ浦市の現状	4
(1) 外国人住民の現状	4
(2) 姉妹都市交流	8
(3) 袖ヶ浦市国際交流協会の活動	9
2 今後の課題	10
第3章 基本的な考え方	13
1 基本理念	13
2 基本目標	14
3 基本方針の体系	15
第4章 基本目標ごとの主な施策	16
基本目標1 多文化共生のまちづくり	16
基本目標2 多様な国際交流活動の活性化	20
第5章 方針の推進	24

第1章 基本方針の策定にあたって

1 策定の趣旨

本市では平成7（1995）年度に策定した「袖ヶ浦市国際化基本構想」に基づき、平成8（1996）年度には市民レベルの国際交流を積極的に推進するため、袖ヶ浦市国際交流協会（以下「国際交流協会」という。）を設立し、その後国際交流協会と連携を図りながら、「国際交流」及び「国際理解」等の取組といった、国際化に対応したまちづくりを推進してきました。

その後、経済をはじめとしたグローバル化の進展や東京湾アクアライン、圏央道開通などによるアクセス性の向上等により、本市の外国人の増加と定住化の進展が見込まれ、外国人と接する機会が多くなることから、新たに「多文化共生のまちづくり」を基本理念に掲げ、「第1次袖ヶ浦市国際化基本方針」（方針の期間：平成28（2016）年度～平成31（2019）年度）の策定及び「第2次袖ヶ浦市国際化基本方針」（方針の期間：令和2（2020）年度～令和7（2025）年度）を策定し、「多文化共生のまちづくり」と「多様な国際交流活動の活性化」を推進してきたところです。

本市で暮らす外国人住民数は、現在も増加傾向にあり、平成27（2015）年の外国人住民数は584人でしたが、令和7（2025）年では1,316人と、10年間で約2.2倍に増加しており、特に平成29（2017）年以降は、その増加率が高くなってきています。そのため、地域におけるコミュニケーション支援や、医療・災害等の生活に密着した情報の多言語化など、外国人住民の日常生活における支援をこれまで以上に推進していくことが必要となっています。また、外国人住民自身が、日本人住民と分け隔てなく市民として地域交流に参加していくことができるよう、暮らしやすい環境づくりを整備していくことが重要になってきています。

また、国においては令和6年に外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことや、インバウンド回復戦略などが行われており、本市においても外国人雇用者や外国人住民、外国人観光客が増加することが想定されます。

さらに、地方公共団体における多文化共生の推進に係る指針・計画に資するように策定された国の「地域における多文化共生推進プラン」の改訂が令和2年に行われ、更なる多文化共生の推進に向けた取組が進められています。

これらのことから、国際交流の機会が益々増えていくことが予想されるため、多文化への理解や交流を一層推進していく必要があります。前方針を踏襲しつつ、SDGsで掲げられている目標を意識し、社会情勢や国際化推進に向けた新たな課題やニーズに対応し、誰もが暮らしやすい多文化共生のまちづくりをより一層推進していくため本方針を策定しました。

多文化共生とは

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことです。

(総務省：「多文化共生の推進に関する研究会報告書」より抜粋)

2 基本方針の位置付け

この基本方針は、本市の最上位計画である袖ヶ浦市総合計画と整合性を図りながら、国際化に関する市の指針として位置付け、国際交流推進のために活動する国際交流団体等と連携し、多様な施策を推進します。

また、国・県・市の関連計画とも整合を図り、推進していきます。

3 基本方針の期間

この基本方針は、袖ヶ浦市総合計画（後期基本計画）の計画期間にあわせ、基本方針の期間を令和8（2026）年度から令和13（2031）年度までの6年間とします。ただし、基本方針の期間内であっても社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行います。

4 SDGsとの関係

本市では、総合計画において、各施策とSDGsの各目標との関連性を明確化するとともに、各施策の推進を通じてSDGsの達成に貢献するとしています。この基本方針については、特に、ゴール10「人や国の不平等をなくそう」及びゴール11「住み続けられるまちづくりを」が、誰もが暮らしやすい多文化共生のまちづくりを推進する本方針の各施策の方向性とも重なっていることから、本方針の各施策を着実に進めていくことにより、SDGsの推進、目標達成にも貢献していくものとします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章 袖ヶ浦市における国際化の現状と課題

1 袖ヶ浦市の現状

(1) 外国人住民の現状

令和7（2025）年4月1日現在、本市の外国人住民数は、1,316人となっており総人口の約2%を占めています。また、外国人住民数は年々増加しており、10年前の平成27（2015）年度末に比べ、約2.2倍に増加しています。（図1参照）

地区別の外国人住民数は、長浦地区で本市全体の46%（605人）と最も多く、次いで昭和地区が32.3%（426人）となっています。（図2参照）

現在、本市には約40か国の外国人が住民登録をしています。国籍別では、ベトナム（21.7%）が最も多く、次いでフィリピン（14.8%）、中国（12.3%）、インドネシア（8.1%）、ネパール（8.1%）、パキスタン（6.1%）となっています。（図3参照）また、5年間の外国人国籍別登録数の推移は表1のとおりです。

また、令和7（2025）年4月1日現在の在留資格別人口ですが、永住者が298人（22.6%）と最も多く、次いで技術実習2号口が174人（13.2%）、技能・人文知識・国際業務が174人（13.2%）となっています。（図4参照）

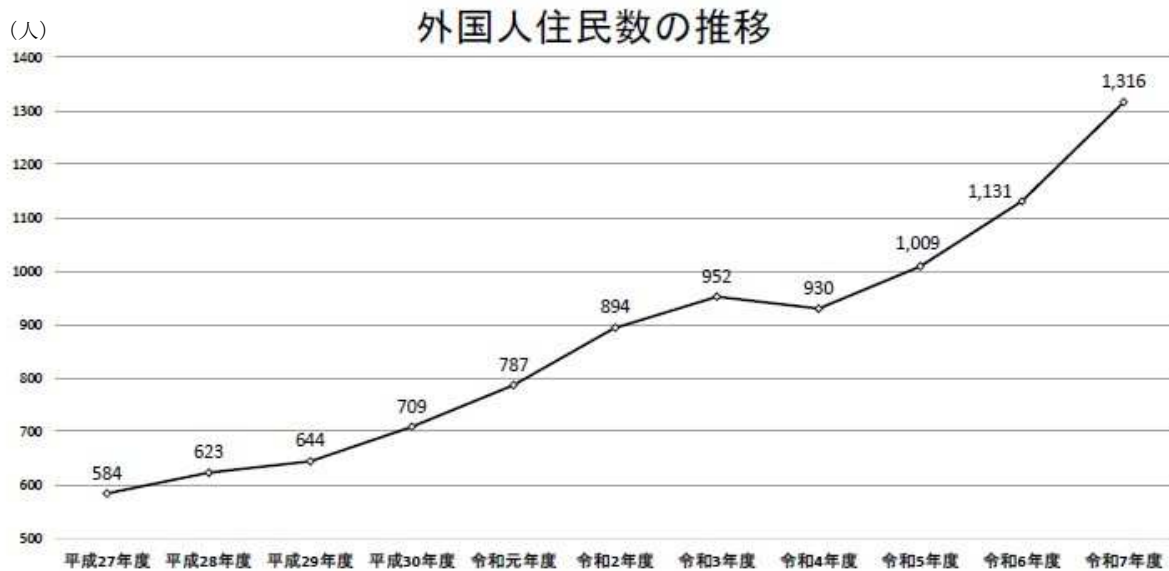


図1 外国人住民数の推移【過去10年間】 (各年4月1日現在)

※資料：市民課（令和7（2025）年4月1日現在）

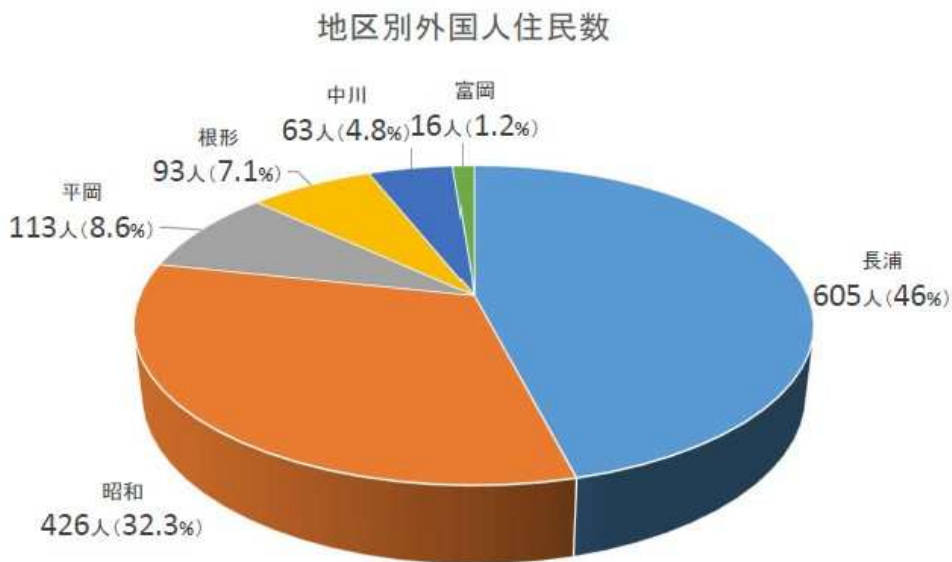


図2 地区別外国人住民数

※資料：市民課（令和7（2025）年4月1日現在）

国籍別外国人住民数

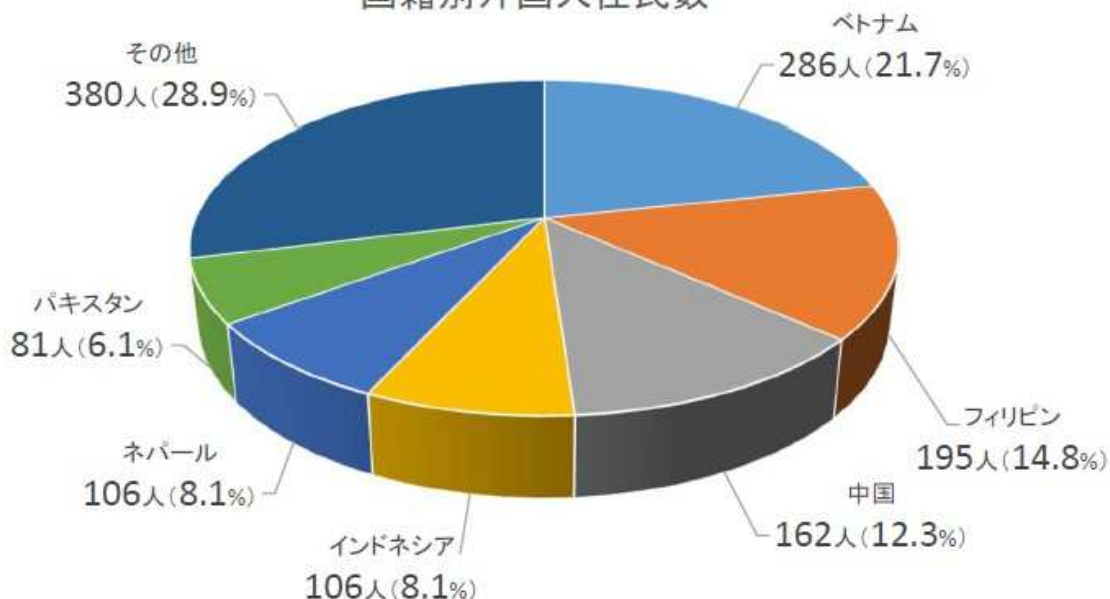


図3 国籍別外国人住民数

※資料：市民課（令和7（2025）年4月1日現在）

表1 国籍別外国人住民数の推移

（単位：人）

順位 ※1	国籍	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	3年から 7年まで の増減
1	ベトナム	198	180	221	253	286	+88
2	フィリピン	172	167	168	184	195	+23
3	中国	142	123	112	125	162	+20
4	インドネシア	10	8	25	61	106	+96
5	ネパール	50	55	76	86	106	+56
6	パキスタン	56	56	58	62	81	+25
7	韓国	74	92	85	81	78	+4
8	タイ	48	45	47	43	50	+2
9	ミャンマー	45	36	56	39	40	-5
10	スリランカ	7	12	15	19	29	+22
11	モンゴル	17	16	14	25	27	+10
12	インド	25	26	20	23	22	-3
13	ブラジル	22	18	15	22	20	-2
14	台湾	21	15	16	19	19	-2
15	米国	12	13	11	15	13	+1
16	バングラデシュ	12	14	12	9	11	-1
17	カンボジア	1	3	5	10	10	+9
18	ペルー	4	8	7	6	8	+4
19	英国	3	4	5	5	6	+3
20	朝鮮	4	4	4	4	4	0
	その他	29	35	37	40	43	+14
	全体 (総人口に占める割合)	952 (1.46%)	930 (1.42%)	1,009 (1.53%)	1,131 (1.71%)	1,316 (1.99%)	+364
	市の総人口	65,075	65,415	65,777	66,041	65,980	+905

※1 順位は、令和7（2025）年4月1日現在における国籍別人口順

在留資格別外国人住民数

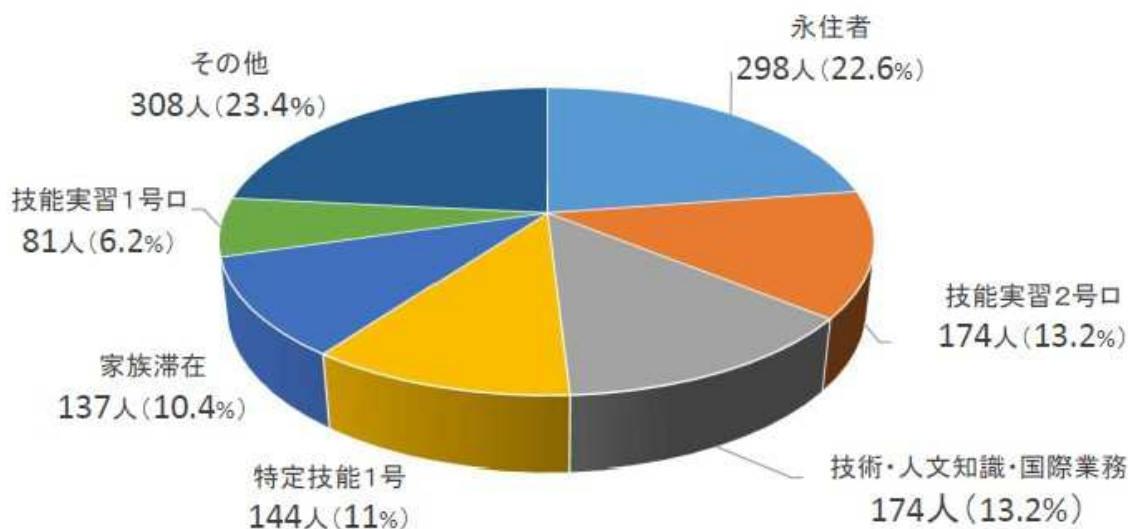


図4 在留資格別外国人住民数

※資料：市民課（令和7（2025）年4月1日現在）

表2 在留資格別外国人住民数の推移

（単位：人）

順位 ※1	在留資格	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	3年から 7年まで の増減
1	永住者	249	257	267	290	298	+49
2	技能実習2号口	154	135	56	75	174	+20
3	技術・人文知識・国際業務	93	104	108	124	174	+81
4	特定技能1号	9	25	69	101	144	+135
5	家族滞在	74	85	98	109	137	+63
6	技能実習1号口	62	0	102	117	81	+19
7	日本人の配偶者等	68	65	66	76	79	+11
8	定住者	47	50	51	54	62	+15
9	特別永住者	46	55	56	52	53	+7
10	経営・管理	14	13	15	16	20	+6
	その他	136	141	121	117	94	-42
	全体 (総人口に占める割合)	952 (1.46%)	930 (1.42%)	1,009 (1.53%)	1,131 (1.71%)	1,316 (1.99%)	+364
	市の総人口	65,075	65,415	65,777	66,041	65,980	+905

※1 順位は、令和7（2025）年4月1日現在における在留資格別人口順

※資料：市民課（令和7（2025）年4月1日現在）

(2) 姉妹都市交流

本市は、昭和54（1979）年1月31日にブラジル連邦共和国サンタカタリーナ州イタジャイ市と姉妹都市を提携し、平成23年まで隔年相互に公式の使節団を派遣していました。

平成28（2016）年7月に、一層の交流促進を図るため、イタジャイ市を公式訪問、共同宣言を取り交わし、その際、イタジャイ市よりイタジャイ杯の新たなトロフィーの寄贈を受けました。本市からは、平成29（2017）年度に、市民からの寄付によって集まった日本の伝統文化でもある着物をイタジャイ市日伯文化協会に贈りました。その後、平成30（2018）年度に姉妹都市提携40周年を記念し、平成28（2016）年に実施した公式訪問の様子をパネル化、共同宣言書等と共に市役所にて展示を行い、広く市民に姉妹都市交流活動の様子を周知しました。

また、市民レベルでの交流では、本市において、昭和58（1983）年から袖ヶ浦市サッカー協会主催の「イタジャイ杯争奪袖ヶ浦市・近隣市少年サッカー親善大会」が毎年開催されております。



市民レベルでの交流（イタジャイ市にて）



イタジャイ市にある袖ヶ浦への道（袖ヶ浦公園）

(3) 袖ヶ浦市国際交流協会の活動

国際交流協会は、教育、文化等幅広い分野における市民レベルでの国際交流を積極的に推進し、市民の福祉と文化の向上に資するとともに、国際相互理解と国際親善に寄与することを目的に、平成8（1996）年6月6日に設立されました。

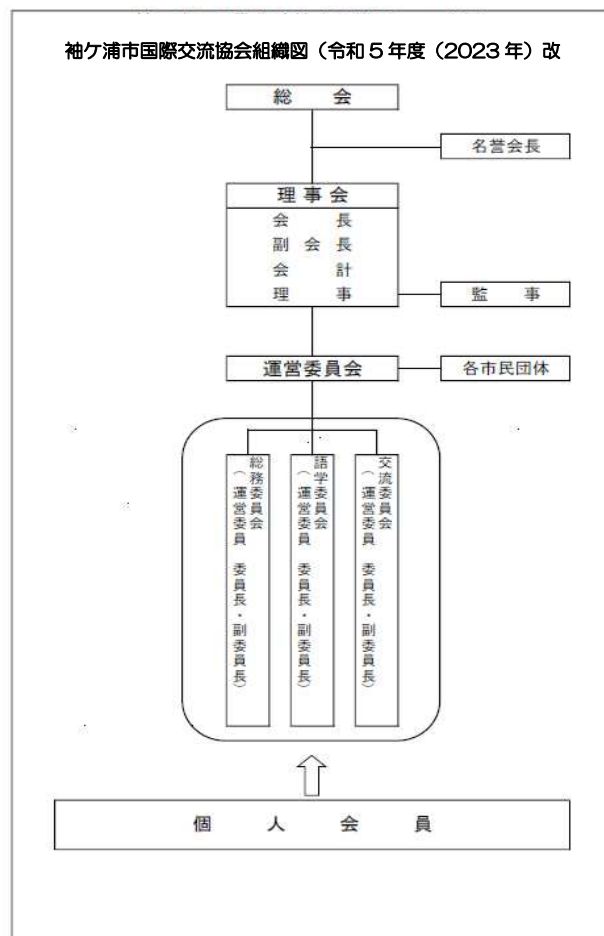
設立後は、様々な活動を行ってきており、外国人住民と日本人住民との交流を推進していくため、ティータイムコンサートやイヤーエンドパーティーなどの催し物を開催しています。このような中、個々の活動を充実させるため、令和5（2023）年度に組織を見直し、現在、総務委員会・語学委員会・交流委員会の3つの専門委員会に分かれて活動しています。各委員会の活動としては、外国人住民が生活していく上で必要な日本語を習得してもらうために、日本語教室「きなさ」の開催、お互いの文化を理解してもらうためのおしゃべり会などを実施しています。



ティータイムコンサートの様子



日本語教室「きなさ」の様子



2 今後の課題

本市では、前方針に基づき、姉妹都市交流の促進を図るとともに、国際交流協会と連携しながら、日本語学習支援や異文化交流事業の推進、生活情報等の多言語化などに取り組み、多文化共生のまちづくりを進めてきました。

そのような中で、本市における外国人住民数は年々増加しており、現在では、1,300人を超え総人口の約2%を占めています。そして、新たな方針を策定するにあたり、今後も増加していくことが予想される外国人住民が日本人住民と同様に安心して地域で生活していくために必要なニーズや困りごとを把握するため、日本語教室の受講生や特定技能外国人、特定技能所属機関を対象とした、聞き取り調査及びアンケート調査を実施しました。

そして、本市の国際化の現状及びこれまでの市の取組とあわせ、次のとおり課題を抽出しました。

(1) 行政情報等の提供及び日本語学習機会の充実

取組として多言語化をした家庭ごみの分別方法のリーフレットや行政情報等を多言語化したチラシを配布していますが、聞き取り調査及びアンケート調査では、「ごみ出しの方法について困っている」「生活情報の漢字がわからないため理解ができない」との回答がありました。

今後は、ごみの分別方法や病院等の医療情報など生活に密着した行政情報は、外国人住民の国籍比率を見て言語のバリエーションを増やしていくことを検討していきます。

また、外国人のニーズに合った情報について、「多言語化」や「やさしい日本語」による情報提供を一層推進していくとともに、情報の発信の仕方についても工夫をしていく必要があります。

加えて、外国人住民が本市で生活するために必要な日本語の習得についても、学習機会の充実を図るなど、支援をしていく必要があります。

「やさしい日本語」とは

普通の日本語よりも簡単で、難しい単語を避け、1文を短くするなど、外国人にも分かりやすい日本語のことです。

◆「やさしい日本語」は、外国人だけではなく、高齢者や子どもたちにも分かりやすいことから、幅広く活用することが出来ます。

(2) 災害情報等の周知

聞き取り調査及びアンケート調査では、「避難の際に何が必要なのかわからない」「広報無線の聞き取りが難しい」という回答が多くありました。また、令和7年7月に起きたカムチャッカ半島地震では、津波に関する避難情報の意味が分からず、国際交流協会内の連絡ツールで案内をした事例も生じています。

災害に対する知識や経験の少ない外国人住民も多いことから、災害時に適切な行動をとることができるよう、災害に関する情報等をわかりやすく提供、周知を行うことができるようにする必要があります。

また、外国人住民が防災に関する講座や防災訓練などにも参加してもらえよう、取り組んでいく必要があります。

(3) 外国人児童・生徒への学校生活における支援

現在、市内の小中学校に通う外国人児童・生徒が増えており、今後も増加していくことが予想されることから、基本的な学習内容を理解できるよう、通訳支援等、学校生活における日本語支援の体制を整備していく必要があります。

(4) 地域コミュニティへの参加

聞き取り調査及びアンケート調査では、「近所の交流がありますか？」の質問に半分の方が「ほとんどない」又は「全くない」との回答でした。地域に住んでいる外国人住民を知らない日本人住民も多く、地域のルールなどを伝えられないことから、お互いに誤解や不信感を招く恐れがあります。そのために、外国人住民と日本人住民が、共に地域社会の一員となって地域づくりに取り組

んでいくことができるよう、多言語に対応した自治会アプリの活用や、自治会、ボランティア団体、市などが連携して、外国人住民の地域コミュニティ活動への参加を促進していく必要があります。

「地域コミュニティ」とは

地域において「まちづくり」を担う地縁団体（自治会等地域の人々で構成された団体）、市民活動団体及び事業者を総称して地域コミュニティといいます。

（５）国際交流の推進

外国人住民と日本人住民との交流の場は、異文化への理解等を深めることができる貴重な機会となっています。

国際化を推進していくためには、国際交流団体等と協力をしながら市民レベルでの多くの交流の機会を創設していく必要があります。

第3章 基本的な考え方

1 基本理念

本市では、これまで「多文化共生のまちづくり」と「多様な国際交流活動の活性化」を基本目標に掲げ取り組んできました。これからも外国人住民や日本人住民の区別なく、誰もが地域に住む「住民」として、認識することが重要です。

そのため、お互いの文化や習慣の違いを理解し、より良い関係性を築きながら、ともに発展していくまちづくりを目指して、「互いの文化を尊重し合い、みんなが暮らしやすい多文化共生のまちづくり」を基本理念とします。

基本理念

互いの文化を尊重し合い、

みんなが暮らしやすい多文化共生のまちづくり

2 基本目標

基本理念を達成するため、次のとおり2つの基本目標を定めます。

基本目標1 多文化共生のまちづくり

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく、多文化共生のまちづくりを目指します。

基本目標2 多様な国際交流活動の活性化

国際交流協会等と連携を図りながら、様々な交流事業を行い、市民の外国文化への理解を深め、国際交流団体等をはじめとした市民レベルでの国際交流の更なる活性化を目指します。

3 基本方針の体系

基本理念	基本目標	施策の方向性	施策
互いの文化を尊重し合い、みんなが暮らしやすい多文化共生のまちづくり	1 多文化共生のまちづくり	(1) コミュニケーション支援	① わかりやすい情報提供の推進
			② 日本語学習機会の充実及び相談窓口の周知
		(2) 暮らしやすい環境づくり	① 外国人住民に対する支援等の充実化
			② 外国人児童・生徒への教育支援
	③ 防災・災害対策の推進		
	④ 外国人住民の地域交流への参加推進		
	2 多様な国際交流活動の活性化	(1) 国際理解の推進	① 姉妹都市との交流
			② 市内小中学校における国際交流への意識づくり
			③ 異文化への理解推進及び交流の場の創出
			④ ボランティア等の周知
(2) 国際交流団体への支援		① 国際交流協会等への連携・支援	
(3) インバウンドの推進		① 外国人観光客の受入環境の整備	
	② 市の魅力発信の推進		

第4章 基本目標ごとの主な施策

基本理念を達成し、前章で記載した今後の課題を解決していくために、次の施策の実施に努めます。

基本目標1 多文化共生のまちづくり

【施策の方向性】 (1) コミュニケーション支援

言葉の壁により外国人住民と日本人住民とのコミュニケーションが円滑にできなかつたり、情報がうまく伝わらなかつたりすることがあります。日々の生活に必要な情報を多言語や、やさしい日本語で提供するとともに、日本語を学ぶ機会を設けるよう努めます。

《施策》①わかりやすい情報提供の推進

日本語が十分に理解できない外国人住民に必要な情報を伝えるため、国際交流団体等と連携をしながら、多言語や「やさしい日本語」を用いて情報提供をします。

取組例
多言語による家庭ごみの分け方と出し方リーフレットの配布
ホームページ等を活用した多言語による情報提供
「やさしい日本語」等の併記
転入外国人へ行政情報等を多言語化したチラシの配布
国際交流団体等との連携による情報提供
市役所総合案内及び翻訳機等での多言語対応

※取組例は、現在取り組んでいる施策及び今後の取組を期待する施策を例示したものです。(以下同じ)

《施策》②日本語学習機会の充実及び相談窓口の周知

外国人住民が日常生活において不自由なく生活していくためには、日本語の習得が少なからず必要となってくることから、日本語学習機会の充実化を図ります。また、外国人住民の日常生活等の困りごとなどを母国語で相談できるよう、相談窓口の情報提供等を行います。

取 組 例
日本語教室の支援
日本語の学習機会の提供・充実
日本語ボランティアの育成
外国人住民への相談窓口の周知（※）

※相談窓口：（公財）ちば国際コンベンションビューロー
法務省人権擁護局

【施策の方向性】（２）暮らしやすい環境づくり

外国人住民に対して、日常生活に必要な情報を提供することができる環境づくりを進め、日本の制度などを理解し、安心して暮らすことができるよう生活支援を行います。また、外国人住民と日本人住民が共に支え合って暮らすことのできる地域社会の実現のため、外国人住民の地域活動への参加と住民相互の交流促進に努めます。

《施策》①外国人住民に対する支援等の充実化

聞き取り調査及びアンケート調査によると、病院までの行き方がわからないやゴミ出しについて困っている外国人住民が多数いました。

外国人住民が安心して健康的な生活を送るために必要な医療・保健・子育て等の情報や外国人住民が日本人住民と同じように働くことができるようにするための就労等の情報を、関係機関と連携して「やさしい日本語」等を活用しながら、外国人住民にもわかりやすく提供できるよう努めます。

取 組 例
多言語等を活用した医療保険制度及び病院・薬局の情報提供
「やさしい日本語」等を活用した健康診断・健康相談等の実施
「やさしい日本語」等を活用した就労・起業に関する情報提供

《施策》②外国人児童・生徒への教育支援

外国人児童・生徒が日本人児童・生徒と仲良く安心して学校生活を送ることができるよう、「やさしい日本語」等を使用した通知や通訳支援に努めていきます。また、本市に引っ越してきた外国人児童・生徒に対する、市内小中学校への就学案内にも努めます。

また、日本語ボランティアによる外国人児童生徒向け日本語教室を開催し、日本語指導が必要な児童・生徒に、必要な日本語指導を行います。

取 組 例
「やさしい日本語」等を活用した学校情報の提供
外国人児童・生徒への通訳支援
外国人児童・生徒への就学案内
外国人児童・生徒向け日本語教室の運営

《施策》③防災・災害対策の推進

聞き取り調査及びアンケート調査によると「広報無線が理解できない」「災害時に何が必要なのか分からない」との回答がありました。

大規模な地震や台風等の災害に備え、防災情報等の多言語化、外国人を対象とした講座の開催を検討するとともに、SNS などにより災害時の迅速な情報提供、安全確認に努めます。

取 組 例
防災教育・訓練への参加推進
外国人住民を対象とした出前講座の開催
多言語等による防災情報の提供
災害時の多言語による情報伝達等のための関係機関との連携

《施策》④外国人住民の地域交流への参加推進

外国人住民に対し、地域行事やボランティア活動などへの参加を促すなど、外国人住民同士や日本人住民との交流ができるように働きかけ、外国人住民が地域社会の構成員として暮らすことができるよう支援します。

取組例
自治会制度の理解と加入促進
「やさしい日本語」によるイベントの周知

基本目標 2 多様な国際交流活動の活性化

【施策の方向性】（1）国際理解の推進

国際社会に対応するため、外国の文化・習慣等を学ぶ機会や異文化に触れる機会を提供することにより、市民の国際理解を推進するとともに、国際交流活動への参加を促進します。

《施策》①姉妹都市との交流

姉妹都市イタジャイ市との交流を中心として、市民への異文化理解の推進を図っていきます。また、国際交流団体等による市民レベルでの交流を推進していきます。

取組例
姉妹都市イタジャイ市の周知
姉妹都市との交流推進

◀施策▶②市内小中学校における国際交流への意識づくり

市内小中学校に外国語指導助手を派遣し、英語によるコミュニケーションの機会を確保しています。できるだけ多くの場面で自ら英語で表現できることを目指し支援を行うことを必要としていることから、引続き外国語によるコミュニケーションの機会を確保できるよう努めます。

取 組 例
国際理解教育の推進
外国語指導助手による外国語教育の推進

◀施策▶③異文化への理解推進及び交流の場の創設

外国人の文化や習慣等を学ぶ機会として、国際理解セミナーを開催しています。参加者の募集は広報誌やホームページなどで周知していますが、若年層の参加が少ないことが課題となっています。今後は、若年層にも参加してもらえよう講座内容等を検討していくとともに、引続き国際理解の推進に取り組みます。

また、国際交流協会等が開催している異文化交流事業をはじめとした各種交流事業を実施し、外国人住民と日本人住民が交流できる場の創設に努めるとともに、多くの外国人住民に参加してもらえよう、「やさしい日本語」等を活用した周知を行います。

取 組 例
国際理解セミナーの実施
国際交流イベント等の開催支援・周知
国際交流を担う人材の育成

＜施策＞④ボランティア等の周知

異文化社会における相互理解のためのボランティア活動について、情報提供を行います。

取 組 例
市民が参加できるボランティア活動の情報提供

【施策の方向性】（２）国際交流団体への支援

多文化共生社会の実現や国際交流推進のために活動する国際交流団体等と連携し、その活動を支援します。

＜施策＞①国際交流協会等との連携・支援

国際交流協会をはじめ、国際交流活動の担い手となる団体やボランティアとの連携や支援を行い、国際交流団体等が持っている多くの情報やノウハウ、ネットワーク等を活用し、本市の国際化を推進します。

取 組 例
国際交流協会の組織体制の強化
国際交流協会との定期的な意見交換などによるネットワークの強化
国際交流協会が実施する各種事業への支援

【施策の方向性】（3）インバウンドの推進

訪日外国人旅行者が旅行しやすいように、情報提供や環境整備を行います。

＜施策＞①外国人観光客の受入環境の整備

本市の認知度向上及び外国人観光客の誘致を目的として、紙媒体の観光ガイドマップを多言語に翻訳し、市内外の観光施設及び宿泊施設等に設置しています。

さらに、多言語化対応としたデジタル版観光ガイドマップを導入したことにより、観光施設におけるインバウンド対応が容易になっています。

引続き、外国語版ガイドマップを見てもらえるようインバウンドの推進に努めつつ、観光情報の発信方法について工夫をしていきます。

また、市ホームページにおいて、公共施設における無料公衆無線LANが導入されている施設名や接続手順を掲載しています。

今後も利用の促進をしていくとともに新規導入施設の検討に努めます。

取組例
多言語の観光パンフレットの配布及び周知
公共施設における無料公衆無線LANの整備
観光資源の開発と活用

「インバウンド」とは

外国人が訪れてくる旅行のこと。日本へのインバウンドを訪日外国人旅行または、訪日旅行という。

＜施策＞②市の魅力発信の推進

本市に外国人観光客の誘客を図るため、海外に向けて本市の魅力を発信します。

取組例
SNSを活用した多言語による情報発信
多言語展示による地域の歴史・文化の紹介

第5章 方針の推進

1 推進体制

- (1) 本市における多文化共生施策や国際交流を推進するために、地域コミュニティや国際交流団体等と連携かつ協力し、多様な意見を取り入れた施策の展開を図ります。

- (2) 多文化共生施策や国際交流の推進は、市内が一体となって取り組むべき事業であることから、計画的かつ総合的に推進するため、連携・調整機能を充実させるとともに、県等の関係機関とも連携をし、施策の推進を図ります。